

国際交流クラブ 地球ファミリー・ウインド・アンサンブル活動規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体(又は本会)は、「国際交流クラブ 地球ファミリー・ウインド・アンサンブル」と称する。

(団体の活動拠点)

第2条 本団体は、広島市中区羽衣町16-34中島集会所に活動拠点をおく。

(目的)

第3条 本団体は、音楽(吹奏楽)を通じて国際交流及び地域貢献を行うとともに、外国人(留学生等)との交流並びに団員相互の交流を深めることを目的とする。

(活動)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 定期演奏会や慰問演奏等の演奏会の実施
- (2) イベントや行事への演奏による参加・出演
- (3) 演奏活動遂行のための練習
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

第2章 団員

(入団資格)

第5条 入団資格として次のものを求める。

- (1) 18歳以上であること(但し、高校生は入団不可)
- (2) 第3条の目的に賛同いただけること
- (3) 楽器を保有していること(本団体が保有する楽器を利用できる場合は除く)
- (4) 第4条の活動に参加できること
- (5) 本規約ならびに会計規約の記載事項について遵守いただけること
- (6) ホームページ等外部メディアへの活動状況掲載(演奏風景写真や演奏動画含む)に了承いただけること

(入団)

第6条 入団を希望するものは、本団体のメールアドレス又は団員を通じて入団の意思を伝えるものとする。

2 入団者は速やかに団員名簿へ次の必要事項を記載するものとする。

- (1)氏名、ふりがな
- (2)性別
- (3)携帯電話のメールアドレス
- (4)携帯電話の電話番号
- (5)住所
- (6)希望する楽器パート

3 団員名簿は団長、副団長、広報担当者のみが保持するものとし、全団員には情報を提供しない。名簿の情報を必要とする場合は、本人の承諾をとった上で団員名簿を保持するものから提供できるものとする。

4 入団者には、団員向け情報WebサイトへのアクセスIDならびにパスワードを発行するものとする。

5 各種申請時に全団員の名前や住所等の記入が求められた場合は、事前に団員へ通知するものとする。

(休団)

第7条 団員は、3ヶ月以上活動に参加ができない場合において、本人からの申し出に基づいて休団することができる。

2 休団期間は1年以内とし、月単位とする。

3 休団中の会費は別に定める会計規約第2条に基づき徴収を免除されるものとする。

(退団)

第8条 団員が、次の各号のいずれかに該当したときは、退団とする。

- (1)本人が退団の意思を表明したとき。
- (2)長期(1年など)にわたり連絡または理由がなく活動に参加しない場合
- (3)納入対象分の会費を長期にわたって納入しない場合
- (4)本団体の活動を、政治、宗教及び選挙活動などに利用したとき。
- (5)反社会的活動を行ったとき。
- (6)その他、第3条に掲げる目的を達成するにあたり、不適切な言動を行ったと総会において判断されたとき。

2 団員が退団したときは、速やかに団員名簿からの削除並びに団員向け情報Webサイトへのア

クセスIDを削除するものとする。

第3章 役員

(代表の権限)

第9条 団長は本団体を代表し、その事務を統括する。

2 副団長は、団長を補佐し、必要に応じて団長の代理を務める。

(役員)

第10条 本団体には次の役員を置く。

- (1) 団長(1名)
- (2) 副団長(1名)
- (3) 事務局長(1名)
- (4) 会計(2名)
- (5) 会計監査(1名)

(役員を選任と任期)

第11条 役員は、あらかじめ団員に希望を募った上で、団員の中から総会(1月)にて決定するものとする。

2 役員任期は、副団長及び事務局長を2年とし、他を5年とする。

3 役員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期として臨時総会で選出する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 団長: 本団体の代表
- (2) 副団長: 団長補佐、団長不在時の団長代理
- (3) 事務局長: 本団体の活動及び運営に関する企画、推進の統括
- (4) 会計: 会費の徴収並びに事業の収支等金銭の受け払い
- (5) 会計監査: 会計の監査

第4章 事務局

(事務局の仕事)

第13条 事務局は本団体の活動及び運営に関する企画、推進を図ることを主務とし、事務局長がその事務を統括する。

(事務局の組織)

第14条 事務局の仕事を行うため、事務局に次の担当を置く。

- (1) 定期演奏企画
 - (2) 臨時演奏企画
 - (3) 練習企画
 - (4) レク企画
 - (5) 広報
 - (6) 譜面
 - (7) 美術
 - (8) 国際交流推進
 - (9) 道具
- 2 担当の選任は、団員に希望を募った上で事務局長が決定し、総会(1月)にて承認するものとする。
 - 3 担当の任期は1年とする。
 - 4 団員はいずれかの担当を受け持つこととし(役員、休団者を除く)、兼務はできないものとする。
 - 5 各担当にリーダー1名を置くものとする。

第5章 相談役

(相談役)

第15条 本団体に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は団長がこれを推戴する。
- 3 相談役は本団体の要請に応じて本団体の活動に関しての助言をする事ができる。

第6章 総会

(総会)

第16条 本団体は、毎年1月と7月に総会、また必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について協議する。

- (1) 活動報告について
 - (2) 規約の改正について
 - (3) 役員及び担当の選任について(総会(1月)又は臨時総会)
 - (4) 第3条を達成するために必要なことについて
 - (5) 団員相互の親睦を図ることについて
 - (6) その他、団員が必要と認めることについて
- 2 総会は、団員の過半数の出席(委任状提出者を含む)を必要とする。
 - 3 議事は、出席者(委任状提出者を含む)の過半数の賛成によって決定する。
 - 4 総会を補完するものとして、定期練習後のミーティングを必要に応じて開催する。

第7章 会計及び資産

(会計及び資産)

第17条 団員は、会費の納入を義務とする。会費の金額、利用用途、会計年度、会計報告等については別に定める会計規約に従うものとする。

2 本団体の所有楽器、備品、楽譜、現金等を資産とする。

第8章 その他

(その他)

第18条 その他、規約にない事項は第12条の総会又は臨時総会において定める。

附 則

この会則は、2012年5月26日より施行する。

2013年4月16日一部改正

2014年8月24日一部改正

2015年1月18日一部改正

2016年1月17日一部改正